

講演会

# 国家の病、水俣病の今

とき 5月1日(土) 18時～(17時30分開場)

<入場無料>

ところ パレアホール(くまもと県民交流館・パレア10階)

「水道町電停」前、電話/096-355-4300

講演 馬場昇さん「水俣病にみる国家の犯罪」

元衆議院議員、1973年水俣病補償協定立会人、最近の著書に『水俣病にみる国家の犯罪』(熊本日日新聞社)。国会議員として水俣病患者とその闘いを支援し続けた。

原田正純さん「半世紀の水俣病の歴史に立って」

医師。熊本学園大学水俣病研究センター顧問。水俣病患者を支えて50年。著書多数。

1956年5月1日、チッソ付属病院細川医師は、奇病発生を水俣保健所に届け出た水俣病発生公式確認の日です。それから54年が経過した今、水俣はどうなっているのでしょうか。

2004年、関西訴訟最高裁判決において国、熊本県の責任が明確になりました。その後、認定申請をする人が改めて急増し、6000人を超えており、また現在、被害補償と「救済」を求めて、水俣病患者達のさまざまな闘いが展開されています。

国、県、チッソを相手取った訴訟は計8件起こされています。さらに3月4日には患者団体による日弁連への人権救済申し立てが行われました。昨年7月に成立した水俣病特措法は、チッソの分社化と水俣病の幕引きをはかる法律としか言いようがない状況です。

いま、あらためて水俣病をめぐる現在の状況をふまえて、患者「救済」策、チッソ分社化の流れに何が問題なのかを伝え、国の責任を問う講演会を行います。多くの皆様のご参加を呼びかけます。

**主催 講演会実行委員会**(実行委員長・花田昌宣熊本学園大教授)

**賛同者(団体・個人)** 平和憲法を活かす熊本県民の会、熊本県退職教職員等連絡協議会、熊本婦人有権者同盟、熊本県保険医協会、くまもと市民学習会、NPO 法人平和と人権フォーラム、非戦平和を願う宗教者の会熊本、非戦平和を願う真宗者の会熊本、田中正造研究会、環境ネットワークくまもと、くまもと市民センター、水俣病訴訟を考える会、水俣病互助会、水俣病被害者互助会、水俣ほたるの家、熊本県部落解放研究会、脱原発学習会、平和を考える菊池の会、八代女性市民の会、くまもと9条の会八代・福島将美元熊本県総評事務局長、中松健児熊本市議会議員、田尻和子弁護士(順不同)

事務局/平和憲法を活かす熊本県民の会(石田博文096-344-6118)